

課外活動再開計画申請書の提出について

課外活動再開計画申請書

対面での活動が必要か十分に検討して提出してください。
遵守事項に従えない場合は、活動を停止します。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

また、「課外活動再開計画申請書」に付随して以下の提出が必要となります。

別紙1（活動計画）

月ごとに作成し、月の初回の活動の一週間前までに提出してください。
提出後に変更があった場合は、修正して届け出ること。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

別紙2（体調管理表）

活動日ごと作成し、各団体で保管してください。
学生支援課が求めた際は、速やかに提出すること。
複数のグループに分かれて活動する場合は、別途記録しておくこと。

使用できる学内体育施設

屋内施設

峰：第1体育館、第2体育館、武道館（トレーニング室を除く）
陽東：陽東体育館

屋外施設

峰：陸上競技場、多目的グラウンド、野球場、テニスコート
陽東：サッカー・ラグビー場、野球場

※体育施設を使用できる時間帯は、8:30～21:00とする。

※同時時間帯に同一の体育施設を使用できるのは1団体のみとする。

（例）第1体育館でバドミントン部とバスケットボール部が同時に練習 →×
陸上競技場でサッカー部と陸上競技部が同時に練習 →×

※個人での使用はできません。

※課外活動共用施設は、活動に必要な物品の搬出作業・道具の保守・その他必要と認められた活動に限り、使用を認める。

使用できる時間は、8:30～18:00（土日のみ）を原則とする。

※屋内施設では常時、または1時間に10分以上、窓を開けて換気すること。

※更衣室、シャワー室は使用不可。

各種届出について

活動再開の許可を受けたら、従前のおり届出が必要になります。

様式は、本学WEBサイト > 学生生活便利帳 > 課外活動のページでダウンロードするか、提出窓口で受け取ってください。

体育施設課外活動使用願

学内体育施設を使用する場合。

提出先



峰の体育施設を使用する場合は【学務棟2階 学生支援課】
陽東の体育施設を使用する場合は【陽東10号館 陽東学務課】

課外活動届

大会等、通常の練習以外の活動をする場合。
感染症対策の内容が分かる大会要項等を添付すること。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】

課外活動共用施設臨時使用申請書

課外活動共用施設を時間外に使用する場合。

提出先



【学務棟2階 学生支援課】